1 社会情勢

2 千歳市の教育の現状

第2章 社会情勢と千歳市の教育の現状

1 社会情勢

(1) 少子高齢化

我が国においては、世界に例を見ない速さで少子高齢化が進展しており、それに伴い、 平成 17 年度から人口減少社会に突入し、年々人口が減少しています。

千歳市では、恵まれた生活環境や立地条件などを背景に都市基盤の整備を進める一方、各種産業の振興を促進してきた結果、今日まで人口の増加が続いていますが、将来的には減少に転ずることが予想されています。その中で、年少人口(14歳以下)と生産年齢人口(15歳以上64歳以下)が減少する一方、老年人口(65歳以上)は増加が続き、高齢化率はさらに高まると予想されます。また、千歳市の一般世帯の一世帯人員も年々減少し、平成32年は、2.24人と見込まれています。

このような少子高齢化の進行や世帯規模の縮小、生活様式の変化により、家庭の共感や共生の場としての役割が薄まり、子どもに対する保護者の過保護・過干渉を招きやすくなることや子育ての経験・知識が伝わりにくくなることが指摘され、家庭の教育力の向上に向けた支援が必要です。

(2) 高度情報化の進展

インターネットや携帯電話・スマートフォンの普及など高度情報化の進展により、日常 生活や経済活動の利便性は飛躍的に向上しており、あらゆる分野における情報の重要性 が高まっています。

一方で、人と人との直接的な交流の希薄化や読書離れ・活字離れが指摘されています。さらに、個人情報の漏洩や有害情報の氾濫、ネットいじめなど、高度情報化の負の側面も見受けられます。このような中では、情報を取捨選択し活用できる能力の向上や、情報モラル**を身に付けることが大切です。

(3) グローバル化の進展

インターネットをはじめとする情報通信技術の発達により、グローバル化*が急速に拡大しており、人・物・情報をはじめ文化や価値観の交流が地球的規模で進む中で、英語などの外国語によるコミュニケーション能力、自らの国や文化、地域に関する知識など、世界的な交流や競争が進む中で必要となる知識や能力を習得し、国際的な視野を持つことが求められています。

※情報モラル:プライバシーの保護、著作権に対する正しい認識、コンピュータセキュリティ(事故や犯罪等に対する情報の保護・保全)の必要性に対する理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

※グローバル化: 資本や労働力の国境を越えた移動が活性化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

グローバル化した世界経済にあって、日本においても厳しい経済状況を背景として、 雇用形態の多様化が進行する中で、失業率や非正規雇用者の割合が上昇してきており、 経済的格差の拡大と社会の階層化を招く要因となることが懸念されています。このような中、 若者の早期離職、ニート*の問題も顕在化しており、教育を通じた職業観・勤労観の育成 が重要です。

さらに、経済格差が教育格差につながり、教育格差が学びの力や進路選択に影響を 及ぼして更なる経済格差を生むことによる格差の固定化等が懸念されており、教育の機 会均等を保障するための取組が必要となっています。

また、仕事に追われ、過労によって健康を損ねたり、仕事と子育てや介護との両立に 悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える保護者も少なくありません。不安定な家庭生活 が子どもの成長に与える影響は大きいことから、福祉部門とも協力しながら支援していく 必要があります。

2 千歳市の教育の現状

(1) 子どもたちの現状

① 学力

平成 25 年度「全国学力・学習状況調査*」において、小学生の正答率は全国平均との差が確実に縮まっていますが、国語・算数ともに全国平均と比較するとやや低い状況にあります。正答した問題数では 1 問以内の差であるものの、全国平均を目標とするとまだまだ改善を要します。

中学生では、小学生よりも全国平均に近づいているとは言え、やや全国平均を下回っており、改善の余地があります。特に、国語・数学とも「主に活用に関する問題」を苦手とする傾向が見られます。

「全国学力・学習状況調査」により測定できるのは、学力の特定の一部分であること、 学校における教育活動の一側面に過ぎないことを踏まえ、千歳市では、全ての教育活動を充実していくことはもとより、小学生と中学生に限らず、全ての学年の学習内容の 理解を一層深めていくために、標準学力検査と知能検査を実施し、千歳市学力向上 検討委員会を設置して、千歳市の子どもたちの学力向上を目指した取組を進めています。

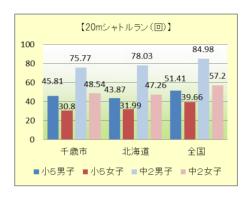
※二一ト:Not in Education, Employment, or Training の略。職業に就かず、学業も職業訓練もしていない者とされている。

※全国学力・学習状況調査:全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善を図るとともに、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、改善を図ることを目的として国が平成19年度から実施している調査のこと。対象は、小学校第6学年児童及び中学校第3学年生徒。(平成25年度「全国学力・学習状況調査」を記載している質問については、P60以降の資料編に結果を掲載しています。)

② 体力:運動能力、運動習慣

平成 25 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査*」によると、千歳市の子どもの体力・運動能力の現状は、小・中学生男女の「握力」、小学生男子の「ソフトボール投げ」、中学生女子の「ハンドボール投げ」で全国平均を上回っているものの、他の種目では全国平均を下回っており、特に柔軟性や瞬発力、走力(50m 走、20m シャトルラン*、持久走)の面で全国より低い傾向にあります。





また、運動習慣においては、小・中学生男女とも、スポーツ少年団や運動部への所属割合が全国平均より低く、女子では運動に対する意欲において消極的な面が見られました。

③ 基本的生活習慣

平成25年度「全国学力・学習状況調査」において、「普段(月~金曜日)、1日当たり1時間以上、テレビゲームをしている」と回答した児童生徒の割合は、小学生で62.1%、中学生で54.0% (資料) となっており、小・中学生ともに全国より大きく上回っています。



また、「普段(月~金曜日)、7時前に起きている」 と回答した児童生徒の割合は、小学生で 80.6%、 中学生で62.0%^{資料②}となっており、小学生は全国より 早く起きる傾向がありますが、中学生では全国より遅く 起きる傾向となっています。



※全国体力・運動能力、運動習慣等調査:子どもの体力が低下している状況にかんがみ、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的として、国が全国の小学校第5学年及び中学校第2学年を対象に平成 20 年度から実施している調査。【調査種目:握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、持久走(中学校のみ)、20mシャトルラン、50m 走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ(小学校のみ)、ハンドボール投げ(中学校のみ)】

※シャトルラン: 反復持久走を測定する体力測定の方法のひとつ。20m の間隔に引かれたラインを往復して走ることを繰り返し、時間内に到達した回数を測定する持久走テスト。

④ 規範意識

平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」において、「携帯電話やスマートフォンの 使い方について、家の人と約束したことをきちんと守っている、だいたい守っている」と

回答した児童生徒の割合は、小学生で 31.9%、中学生で 44.4%となっており、小・中学生とも全国より下回っていますが、「携帯電話やスマートフォンを所有している児童生徒のうち、使い方について、家の人と約束したことをきちんと守っている」と回答した児童生徒の割合は、小学生で 66.4%、中学生で 39.7% 資料③となっており、小・中学生ともに全国より上回っています。



また、「学校の決まりを守っている、どちらかといえば守っている」と回答した児童生徒の割合は、小学生で87.3%、中学生で92.2% 資料 となっており、小・中学生ともに全国を下回っています



また、平成24年度「全国学力・学習状況調査」では、「友達との約束を守っている、どちらかといえば守っている」と回答した児童生徒の割合は、小学生で93.7%、中学生で96.6%と、小・中学生ともに全国を下回っており、家庭や学校、集団活動における約束事やマナーなどの社会的なルールを守り、それに基づいて判断したり行動する意識をさらに養う必要があります。



⑤ 問題行動

◇いじめ

文部科学省が毎年度実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査*」において、千歳市における平成24年度のいじめ認知件数は、小学校8件、中学校18件で、全道の在籍比割合より低い傾向で推移していますが、いじめ問題への対応は、一つ一つの内容を正確に把握し、教職員の共通理解のもと、適切な支援・指導を行うことによって解消を図っています。千歳市では、「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や「いじめはどこの学校でも、どの子にも起こりうるもの」という認識を持って、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に努めています。

◇不登校

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において千歳市の不登校児童生徒数は、平成 19 年度の 83 人をピークに、毎年増減はあるものの概ね 75 人前後で推移していますが、平成 24 年度は 56 人(小学生6人、中学生 50 人)と減少しています。また、小学生の在籍比割合(不登校児童数/全児童数)は、千歳市0.11%、全道0.25%、全国0.31%、中学生の在籍比割合は、千歳市1.81%、全道2.24%、全国2.56%といずれも全道・全国より低い傾向となっています。

千歳市では適応指導教室*「おあしす」を設置して、1 日も早く登校できるようになるための支援を行っています。

⑥ 自己肯定感*

平成25年度「全国学力・学習状況調査」において、「自分にはよいところがある、どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合は、小学生で73.0%、中学生で64.4%^{資料⑤}と、小・中学生ともに全国を下回っており、千歳市の子どもたちは、成長の土台となる心の安定の面で弱さを抱えていることが心配されています。



⑦ 人間関係・コミュニケーション

他者とのコミュニケーションの状況に関して、例えば、 平成 25 年度「全国学力・学習状況調査」の結果に よると、「家の人と学校での出来事について話をする、 どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割 合は、小学生で 75.7%、中学生で 64.4%^{資料®}と、 小・中学生ともに全国より下回っており、一番身近な 家族とのコミュニケーションについて、十分とは言え ない状況にあると考えられます。



※適応指導教室: 不登校児童生徒等に対する指導を行うために、教育委員会が教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的・計画的に行う組織として設置したもの。

※自己肯定感: 長所も短所も含めて、ありのままの自分を受け入れ、自分の存在や価値を肯定する感覚や感情のこと。

⑧ 特別支援教育

千歳市の特別な教育的支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の一層の充実が求められていることから、校内で個別的な指導を受けるための場所として特別支援学級*の整備を進めています。また、北進小中学校を特別支援教育*のセンター的機能として位置付け、特別支援専門家チームによる保護者や教員からの相談体制を整えるとともに、各学校に特別支援教育支援員や児童生徒ヘルパーを配置し、支援の充実に努めています。

平成 25 年4月には北海道千歳高等支援学校が開校し、特別な教育的支援を必要とする生徒の進学先として期待されるとともに、専門的指導機関として、就学指導や専門家チームに関わる委員の派遣を受けるなど同校と連携を図っています。

(2) 学校の現状

① 学校運営

児童生徒、保護者をはじめ地域の人々の信頼に応える学校づくりを進め、よりよい教育活動を行うためには、各学校が教育内容の改善や教職員の資質向上などに果敢に取り組む意識を持ち、学校長のリーダーシップの下、学校運営の改善や特色ある教育活動を積極的に展開するとともに、学校の教育活動等に関する点検・評価を適切に行い、その結果を教育活動の工夫・改善に生かすことが必要です。さらに、学校運営の状況についての情報を積極的に発信し、保護者等に対して説明責任を果たしていくことが求められています。

また、学校における子どもたちの安全・安心を確保するためには、各学校が安全計画を改善・充実させるとともに、地震等の自然災害、火事、不審者の侵入に備えるため、地域と連携した危機管理体制の整備充実が求められています。

② 教員

社会の大きな変化に対応し、学校教育に対する期待にこたえるためには、教員の 資質能力を一層高いものとし、一人ひとりが自覚と使命感を持ち自己研さんを積んで いくことが求められています。そのためには、教員に対する指導・支援を重視するとともに、 研修の場を広げ充実させていくことが必要です。

一方、教員の勤務実態は授業やその準備、成績処理だけでなく、報告書などの作成、 部活動指導、生活指導や保護者への対応も重なり、時間的にも精神的にも大きな負担 となっています。

また、保護者や子どもたちの教育的ニーズは多様化してきており、よりきめ細かな対応が必要となっています。このような状況の中で、子どもと向き合う時間を確保し、学校教育の質的向上を目指していくために、学校に対して、学習支援員、児童生徒ヘルパーの拡充や学校支援地域本部[※]事業の充実などの実効性のある対策がますます必要となっています。

※特別支援学級:学校教育法の一部改正(平成 19 年4月1日施行)により、従前の「特殊学級」の名称が「特別支援学級」に変更された。

※特別支援教育:従来の「特殊教育」の対象の障がいだけでなく、LD等を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

※学校支援地域本部:地域住民の学習支援や登下校の安全確保などの学校支援活動を通じて、教員が子どもと向き合う時間の確保を図るなど、地域全体で学校教育活動を支援する体制。

③ 学校施設

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、災害時には地域住民の収容避難所でもあることから、学校施設の安全性を確保するため、耐震改修を進めた結果、平成25年度までに全ての学校の改修を終えています。

今後は、建物のほかにも天井や照明などの非構造部材*の耐震化も必要となっています。同時に学校施設の老朽化が進んでいる中で、児童生徒が安心して学べるように、学校施設の機能維持等を図るための大規模改修を計画的に行っていくことが必要となっています。

また、今後においては、量的整備から質的整備への転換と、学校ICT*化等による 教育方法の多様化に対応できるような施設設備が求められています。

(3) 家庭・地域社会の現状

① 家庭・地域の教育力

近年、家庭教育の重要性が強く指摘されているところです。しかし、核家族化の進行や世帯規模の縮小、地域の人間関係の希薄化の中で、保護者が子育てやしつけ、教育に関する経験を共有しにくい状況にあります。また、仕事に追われるなどして保護者が子どもと向き合う時間や精神的な余裕を持ちにくくなっています。

このような状況の中で家庭教育を充実するためには、情報提供をはじめとする保護者に対する支援が必要です。また、保護者と学校・地域住民の間で、子どもたちの健全な成長を望む思いを共有し、相互の連携・協力による取組を充実させることが求められています。